

○外務省告示第四百七十二号

日露首脳会談の開催に際し、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年十二月十二日

外務大臣 岸田 文雄

一 山口宇部空港

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の区域
平成二十八年十二月十五日から平成二十八年十二月十六日まで	山口県宇部市	大字沖宇部字八王子六百二十五番
		大字沖宇部字八王子六百二十五番 (次の図面に示す部分に限る。)

対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と十一に掲げ る点とを結んだ 線により囲まれ た区域	<p>一 北緯三十三度五十六分二十一秒、東経百三十一度十七分四十一秒の点</p> <p>二 北緯三十三度五十六分二秒、東経百三十一度十七分四十七秒の点</p> <p>三 北緯三十三度五十五分十九秒、東経百三十一度十六分十六秒の点</p> <p>四 北緯三十三度五十五分十二秒、東経百三十一度十六分十一秒の点</p> <p>五 北緯三十三度五十五分十二秒、東経百三十一度十五分五十一秒の点</p> <p>六 北緯三十三度五十五分二十五秒、東経百三十一度十五分三十九秒の点</p> <p>七 北緯三十三度五十五分三十三秒、東経百三十一度十五分三十五秒の点</p> <p>八 北緯三十三度五十六分二十三秒、東経百三十一度十六分三十秒の点</p> <p>九 北緯三十三度五十六分二十四秒、東経百三十一度十六分五十一秒の点</p>
----------------------------	---	--

二 大谷山荘

対象外国公館等に 係る対象施設周辺	対象外国公館等の 敷地	対象外国公館等の 所在地	期間	備考 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。
次に掲げる点を 順次に結んだ線	山口県長門市	山口県長門市	平成二十八年十二月十五日から平成二十八年十二月十六日まで	
一 北緯三十四度十九分四十五秒、東経百三十一度十分三十四秒の点	深川湯本字平町（次の図面に示す部分に限る。）	深川湯本字平町		<p>十 北緯三十三度五十六分十四秒、東経百三十一度十七分〇秒の点</p> <p>十一 北緯三十三度五十六分二十二秒、東経百三十一度十七分十五秒の点</p>

<p>備考 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>地域</p>
	<p>及び一に掲げる 点と八に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p> <p>二 北緯三十四度十九分三十九秒、東経百三十一度十分四十六秒の点</p> <p>三 北緯三十四度十九分二十七秒、東経百三十一度十分四十五秒の点</p> <p>四 北緯三十四度十九分二十二秒、東経百三十一度十分三十四秒の点</p> <p>五 北緯三十四度十九分二十三秒、東経百三十一度十分二十秒の点</p> <p>六 北緯三十四度十九分三十三秒、東経百三十一度十分十二秒の点</p> <p>七 北緯三十四度十九分四十一秒、東経百三十一度十分十六秒の点</p> <p>八 北緯三十四度十九分四十六秒、東経百三十一度十分二十三秒の点</p>

期間	平成二十八年十二月十六日		
対象外国公館等の所在地	東京都文京区	春日一丁目十六番三十号	
対象外国公館等の敷地	東京都文京区	春日一丁目十六番（次の図面に示す部分に限る。）	備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	東京都文京区	春日一丁目一番及び十四番から十六番まで、本郷一丁目二十九番から三十五番まで、本郷四丁目九番、十番及び十二番から二十四番まで、小石川一丁目一番から六番まで並びに小石川二丁目一番から四番まで及び二十二番	

も一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。